

第1部

史料状况

韓国所在の朝鮮総督府文書

村上 勝彦

はじめに

日本植民地史研究の深まりは植民地統治機関の文書、とくに旧統治地域に今日も残存する文書の利用をますます必要とさせ、他方日本と旧統治地域の国・地域との間の研究協力の前進はそれを可能とさせつつある。こうした状況の下で、朝鮮総督府文書(以下、総督府文書)、とくに韓国所在の文書への関心が増しつつあるが、いまだその残存状況および利用方法はつまびらかではない。それに関する極めて限られた情報をつなぎ合わせながら、以下、韓国所在の総督府文書をめぐる経緯、文書目録の様式、文書の内容、資料的価値および利用方法、管理方法、参考文献について考察する。なお、韓国所在の総督府文書に関する簡単な紹介が海野福寿、高橋益代両氏によって行われている⁽¹⁾。

I 韓国所在の総督府文書をめぐる経緯

1. 植民地期における総督府文書の取り扱い

植民地期における総督府文書の取り扱い方法は、基本的に二つに区分されていた(I及びVは、金才淳論文⁽²⁾に多くを依っている)。第1は、「総督府文書庫」に保存されるもので、朝鮮総督官房文書課がその管理にあたり、内容は総督府中央の文書のみからなる。総督府中央の文書と言っても、総督府中央の活動に関するものという意味ではなく、中央で管理していた文書をさし、地方行政諸機関が自身に関する内容を中央に送ったものも当然含まれている。後述のように、現在残存している文書は地方から中央に送られてきたであろう地方行政諸機関関係の文書が圧倒的に多い。文書課は、まず文書を文書完結の翌年から起算して、甲(永久保存)、乙(30年保存)、丙(10年保存)、丁(3年保存)、戊(廃棄)の5段階に区分し、甲～丁の要保存文書を種類別に厚さ2寸程度に編冊し、「総督府公文目録」に記載して総督府文書庫に保存した。しかし、完結文書であっても一定期間機密保持が必要な文書は「秘」字を表記して、総督官房秘書官が直接保管していた。この「総督府公文目録」は、残念ながら現在韓国には存在しないとされており、そのためかつて存在していたであろう総督府文書の全容を窺うことはできない。後述するように、現在残存する文書が比較的限られた内容のものであることと、この「目録」の消失とは密接な関係があるようと思われる。

第2は、総督府傘下の諸機関で保存した文書であり、たとえば総督府警務局の傘下には各道

に警察部、各郡に警察署があるが、そのような機関が保存していた文書である。これも文書によって保存年限が区々であり、機関によっても年限は異なっていた。ここでも「目録」が作成されていたと思われるが、これらも残存していないとされている。これらの諸機関には、地方行政諸機関のみならず、中央行政諸機関も含まれており、そのため総督府文書庫以外にこれらの中央行政諸機関、地方行政諸機関に総督府文書が残されることになった。

2. 韓国政府総務処政府記録保存所

以上の総督府文書庫、中央行政諸機関、地方行政諸機関の三つに分散して文書が保存されていたのは、総督府が中央集中的な文書保存制度をとっていなかったためであり、この3区分が残存総督府文書の現在の分類方法に影響を与えている。ところで総督府文書という場合は、主に総督府諸機関内部で作成(生産)された行政内部文書に限定しており、総督府諸機関が公刊した文献を含んでいない。このような総督府文書の韓国所在分は、基本的には後述するような韓国政府総務処政府記録保存所において統一的に集中保存されている。例外的に、1924~26年の期間の一部文書がソウル大学に保存されているとのことであるが、これは京城帝国大学設立(24年5月開学)に関係して、総督府から同大学に貸し出され、返却されないまま戦後に至ったためらしい。また、公刊文献は現在の韓国国立中央図書館や国会図書館に多数引き継がれている(並木真人氏の教示による)。

ではこの政府記録保存所が保存・管理している総督府文書の内容・分量はどうか。前記の3区分に従うと以下のとくである。

(1) 総督府文書庫からの移管分	14,072巻 (58%)
(2) 韓国政府の中央行政諸機関からの移管分	9,192巻 (38%)
(3) 韓国政府の地方行政諸機関からの移管分	1,113巻 (5%)
合 計	24,377巻 (100%)

巻とはファイル1冊分を意味し、通例は1巻に複数の文件を含んでおり、巻によってその厚さや含まれる文件数が異なる。たとえば、内務局地方課関係の地方行政・行政管理という分類中の「群山府関係書類」(1928年度)という巻には19文件(例:「府債償還報告」「官吏旅費府費支出許可」など)、農林局林政課関係の林政という分類中の「国有未墾地利用法ニ依ツタ関係書類」(1944年度)という巻にはわずか1文件(「咸鏡南道長津郡東門面潜灘里、烏蔓里、東門巨里、雪館里」)しか含んでいない一方、殖産局商工課関係の軽金属という分類中の「配船計画 昭和18年度第1、4半期関係書類」(1943年度)という巻には40以上の文件が含まれているというように、区々である。このような事情に留意して上記の巻数の総分量と各比率を見なければならない。

実際に各文書(巻)の題目を見てみると、年代がつながらなかったり、地域ごとにアンバランスがあったり、また後述のように中央の重要な政策決定に関わるもののが少ないとわかる。それ故、政府記録保存所に現存する総督府文書は日本敗戦直前までに存在していたであろう分量より、かなり少なくなっていると考えてよい。

3. 敗戦前後から現在までの総督府文書をめぐる経緯

かつてあったであろう分量に比して現存量が必ずしも多くない理由として、当然朝鮮戦争による消滅などの要因も考えられる。しかし、前述の卷数で示されたようにかなりの分量が残存していることから、戦災等による一挙的で物理的な消滅というよりも、朝鮮戦争時の混乱に伴う散逸が考えられる。残る要因は日本敗戦前後における総督府自身による文書処分である。「満洲国」の場合と同様に組織的に消滅処分された可能性は大きい。事実、敗戦直前期に国民総力朝鮮連盟で働いていた森田芳夫は、10数日を費やして日本人によって総督府文書が焼却されたと、著書『朝鮮終戦の記録——米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』の中で述べている⁽³⁾。具体的な状況は不明であるが、とくに総督府の重要な政策決定に関わる現存文書が極少と推測されるることは、この総督府による組織的消滅説を強めている。また大野緑一郎文書(友邦協会所蔵)のように、敗戦前に日本を持って来られたものがあるが、それは総督府高官自身が関与した案件に関する文書であり、総督府文書庫保存の文書とは性質が異なるであろう。

現時点においては、敗戦前後に総督府が組織的に文書を焼却し、それ以後は基本的にはそのまま総督府文書庫・中央行政諸機関・地方行政諸機関に残置されたと考えられる。ただし、戦後の混乱期に様々な理由で持ち出された文書もあると思われる。1961年5月の軍事クーデター後の新体制成立を契機に、韓国における公文書保存活動が活発化したようであり、以下のごとき経過をたどった。

- 1961年5月16日 軍事クーデター後に公文書管理制度を旧総督府様式から米軍様式に変更
- 1962年 内閣総務課に文書撮影室を開設(総督府文書のマイクロフィルム化が始まったのではないか)
- 1969年 総務省に政府記録保存所を設置(将来にわたっての韓国政府公文書の保存のため、外国の記録保存制度の影響で設立された。総督府文書の本格的整理が始まったのではないか)
- 1974年 『政府記録保存文書目録 第1輯』刊行(総督府文書のうち「総督府文書庫」と地方行政諸機関文書の目録が完成)
- 1975年 『政府記録保存文書目録 第2輯』刊行(上記の脱漏補遺部分の目録)
- 1981年 『政府記録保存文書総括目録 第2輯』刊行(総督府文書のうち中央行政諸機関文書の目録の完成)
- 1977~85年 『政府記録保存索引目録 第1輯第1~7巻、第2輯第1巻』刊行(上記の三つの目録をより詳細にした文件ごとの目録の完成)
- 1982年 以前撮影のマイクロフィルムの再撮影を開始
- 1984年 政府記録保存所の釜山支所を設置(総督府文書は釜山支所で保存されることになった)

以上のごとく、1969年の政府記録保存所設置を機に総督府文書保管体制が本格化し、以前からの文書撮影の他に目録作成が行われ、74~85年の期間に総督府文書の総括目録4輯と文件ごとの索引目録8巻が完成した。その後半期からより完全なマイクロフィルム作成のために撮影がやり直され、他方、文書の永久保存のため釜山市郊外の東萊の丘の麓に政府記録保存所釜山

支所が設けられた。このように韓国政府は総督府文書の歴史的価値を重視しており、69~84年にかけてその保存・管理の機関を整備してきた。その結果、80年代後半から韓国所在の総督府文書の利用が可能になったと言えよう。

II 文書目録の様式

1. 総括目録と索引目録

現在までに、政府記録保存所が刊行した目録は上掲したように計12冊である。やや煩瑣であるが、この目録の名称・内容についてあらかじめ述べておきたい。12冊は総括目録4冊と索引目録8冊の2種に分かれている（ただし総括目録の1冊は索引目録も兼ねている）。総括目録の1, 2冊目の表題は『政府記録保存文書目録 第1輯』、『同 第2輯』となっており、第3, 4冊目が『政府記録保存文書総括目録 第2輯』、『同 第3輯』とされていて紛らわしい。その理由は、最初に刊行された目録を「文書目録」としたが、後に「索引目録」と名付けられた文件ごとの詳細な目録を刊行したので、それと区別するために、「総括目録」と改称したためと思われる。総括目録・索引目録の分化の前にすでに第1, 2輯と表題された文書目録が2冊刊行されていたが、第2輯は第1輯の脱漏補遺部分に当たるので後に第2輯とはみなされず、総括目録と名付けられた第3冊目が改めて第2輯と表記されたものと思われる。つまり総括目録に該当するのは、第1輯、第1輯補遺、第2輯、第3輯の4冊である。ただし、第1輯補遺に当たる目録は総括目録の脱漏補遺部分だけでなく、それらの索引目録も含んでいる。

他方、索引目録の方の表題についても若干の混乱があるようである。『政府記録保存文書索引目録』と題されて8冊が刊行されているが、第1~7冊は『同 第1輯第1巻』～『同 第1輯第7巻』だが、第8冊目は『同 第2輯第1巻』と表記されている。しかし、金才淳によれば第8冊目は『同 第1輯第8巻』とされている。第8冊目の文書は『総括目録 第2輯』の中の総督府文書の索引目録に当たるものなので、第2輯第1巻の方が妥当であろうが、他方で、総督府文書を全て第1輯に含めてしまおうとするなら、金才淳の言い方が当たっている。それ以後、現在まで「索引目録」は刊行されていない。そもそも政府記録保存所は総督府文書のみならず、韓国政府樹立後の文書についても管理・保存する任務があるので（むしろ後者が主任務か）、以後目録が刊行される可能性があり、将来後者の索引目録を第2輯とするのが妥当であろう。総督府文書に関しては、総括目録・索引目録ともに全て刊行されたものと考えられる。

以上に関連して、政府記録保存所の全保存文書（記録物と称している）と総督府文書との関連が問題となろう。全保存文書は、①朝鮮文書（旧皇室文書を含む）、②日政文書（総督府文書）、③政府樹立後文書、の3種からなる。これらの関係と前述した総括目録・索引目録の区別、各巻の内容などを加味した一覧表を掲げると表1のようになる。

総括目録第1輯は、①旧皇室文書、②日政文書（総督府文書庫移管分、地方行政諸機関移管分）、③政府樹立後文書（中央行政諸機関移管分）に関するものであり、第1輯補遺は表1には示されていないが、②日政文書（総督府文書庫移管分のみ）の脱漏補遺分である。以上は1974年以前に政府記録保存所によって収集されたものである。同第2輯は、①朝鮮文書（古書類）、②日政文

表1 政府記録保存所の各目録の内容

区分	発刊年度	収録内容	備考
総括目録	第1輯 1974	旧皇室文書, 日政文書, 政府樹立後文書	1974年以前収集
	第2輯 1981	朝鮮(旧皇室包含)文書, 日政文書	1974年以後収集
	第3輯 1981	政府樹立後文書	
索引目録	第1輯I 1977	旧皇室文書 日政文書(外事・人事・警務)	
	第1輯II 1978	日政文書(警務・地方行政)	
	第1輯III 1980	日政文書(地方行政・各道文書・理財・司計・専売・法務)	
	第1輯IV 1982	日政文書(法務・行刑・学務・社会教育・編輯)	
	第1輯V 1982	日政文書(農水産・米穀・土地改良・水利組合・林政)	
	第1輯VI 1983	日政文書(林政・商工・鉱務・産金・燃料・軽金属)	
	第1輯VII 1984	日政文書(建設・建築・会計・土木・保険・衛生・労務・交通・通信・地籍原図・林野原図)	
	第2輯I 1985	日政文書(法務・刑事判決文)	

(出所)『索引目録』、第2輯第1巻序言。

書(中央行政諸機関移管分), 同第3輯は, ③政府樹立後文書(中央行政諸機関移管分)に関するものであり, これらは75年以後に収集されたものである。日政文書すなわち総督府文書は, 75年以前に総督府文書庫と地方行政諸機関から移管され, 75年以後に中央行政諸機関から移管された。そして総括目録は74, 75年と81年(脱漏補遺部分は75年)に, 索引目録は77~85年に刊行されたことになる。なお, 75年刊行の脱漏補遺部分には索引目録も含まれている。

ここで前もって注意しておくと, 日政文書と総督府文書という言葉についてである。日政文書は, 大部分が朝鮮総督府文書であるが, 韓国統監府(以下, 統監府)の文書を一部分含んでいる。だから総督府文書, 統監府文書の両方を含むものとして日政文書という言葉が用いられているのは妥当である。しかし, 小論ではこの統監府文書も含んで, 便宜上総督府文書と呼んでおく。日政文書と総督府文書とを同義に用いたい。

2. 総括目録の記載内容

現在, 筆者が参照したのは, 総括目録が第1輯, 索引目録が第1輯第1~7巻, 第2輯第1巻の計9冊にとどまっている。総括目録の第1輯補遺, 第2輯は総督府文書に関するものであるが, 残念ながら参照できていないので, 後日を期したい。

総括目録第1輯は総ページ数が724ページで, 目次は以下のとくである。

発刊辞

第1編 李朝時代

旧皇室

第2編 日政時代

第1章 外務, 第2章 内務, 第3章 財務, 第4章 法務, 第5章 文教, 第6章 農林,

表2 総括目録の記載様式

生産機関名	機能	主題目	生産年度	文書番号
総督府	外事	各国居留地関係書類	1878	6
		黄草坪関係書	1908	69
		支那事変行賞関係書類	1942	65
総督府	警務	機密書類綴	1907	19
		道警察部長會議書類	1935	180
地方行政	行政管理	仁川鎮南浦府関係書類	1928	127
		農地改良設置認可書綴	1937	83
京畿道	農地	実業学校関係書類綴	1929	44
総督府	学務	卒業台帳（全州農林高校）	1912	84
(出所)『総括目録』第1輯。				

第7章 商工, 第8章 建設, 第9章 保健社会, 第10章 交通, 第11章 通信,

第12章 土地調査標準基点原図, 第13章 地籍原図, 第14章 林野原図

第3編 政府樹立後

第1章 大統領秘書室, 第2章 国務総理秘書室, 第3章 行政各部処, 第4章 監査院,

第5章 地方行政, 第6章 国会

記載様式は、総督府文書の外務、内務、文教の項を例にすると表2のごとくである。左から生産機関名、機能、主題目、生産年度、文書番号の欄となる。「生産機関名」は、総括目録第1輯の場合、総督府文書庫移管分と地方行政諸機関移管分のみであるので、通例は前者が総督府となり、後者が京畿道のような地方行政諸機関名となるのだが、表2のごとく、地方行政・文教部などが生産機関名に記されている場合がある。しかし地方行政と記された場合は、索引目録の同一文書を対照すると、生産機関名が総督府、機能が地方行政とされており、やはり総督府となる。問題は文教部など中央行政諸機関名が記載されている場合であり、これをどう解釈すべきか現在のところ不明である。しかしこの分類不明分の多くは、内容的に地方文書と思われる。

「機能」欄は、生産機関名が総督府の場合、多くが各局・各課を示しているが、その他の場合は一律ではなく、かなり詳細な機能的区分がなされている。「主題目」は、ファイル1巻ごとの題名であり、日本統治時期に整理名称付けされたものか、1945年以後に整理名称付けされたものか不明であるが、筆者が実際に文書を見た経験では、前者も含まれている。「生産年度」は、単一の西暦年もあれば複数年にわたる表示もある。明らかに統監府時代であるが生産機関名が総督府とされているものも多い。このことだけでなく、印刷誤植などの誤りが多いことにも注意しなければならない。最後に「文書番号」として、配列順序不定の各機能ごとの文書整理番号が付されているが、後述のようにこの番号は仮番号であり、現在の保存・検索番号とは異なっている。

表3 索引目録の記載様式

生産機関名	生産年度	機能	題 目	内 容	文書番号	フィルム番号
総督府	1928	地方行政	仁川鎮南浦府関係書類	1. 府ニ関スル報告（府債償還及借入金） 府税条例中改正 4. 府ニ関スル報告 5. 府費ニヨル府官吏旅費支出報告	3.	127 4.2.1.2

(出所)『索引目録』第1輯第2巻、810ページ。

3. 索引目録の記載内容

索引目録は第1輯第1巻～第2輯第1巻の全8冊とも同じ記載様式となっており、各ページ数も807, 810, 823, 1188, 985, 1017, 797, 727ページと大部にわたる。左から、生産機関名、生産年度、機能、題目、内容、文書番号、フィルム番号の欄が並んでいるが、とくに総括目録と異なる点は、文件ごとの目録なので、「内容」欄が詳細に記され、そのフィルム番号が付されていることがある。総括目録のファイル各1巻の中の各文件が番号を付して記されている。前述のようにファイル1巻に1文件の場合もあれば数十文件に及ぶ場合もあり、一定ではない。

表2の総括目録の「地方行政/行政管理/仁川鎮南浦府関係書類」と同一文書の記載様式を例にとると、表3のごとくである（内容の2は欠落）。

「生産機関名」、「機能」欄は、上述のように総括目録と異なっているが実質的には同一であり、「生産年度」、「題目」、「文書番号」も同一である。「内容」が1文件ごとに詳細に記されており、仮名部分にはハングル文字が使われているが、大体漢字部分で判読できる。「フィルム番号」は、上述のごとく「文書番号」と同様に仮番号であり、現在の政府記録保存所にある保存・検索番号とは異なっている。文書の量によって、同一フィルム番号に含まれる巻・文件数が異なっている。

III 文書の内容

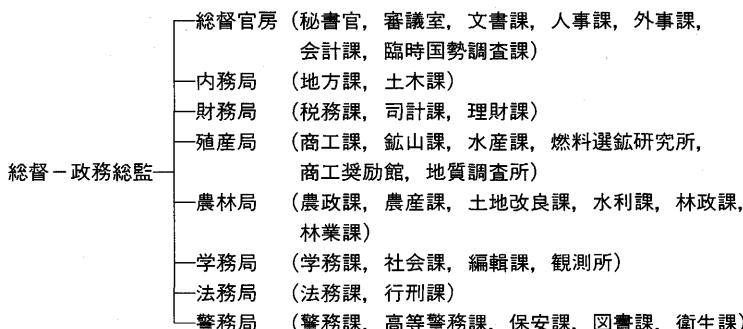
1. 官署別的内容

朝鮮総督府の行政機構はたびたび改編され、とくに敗戦時に近づくに従い改編は頻繁となつた。いま1936年8月現在の中央官署機構を見ると、図1のごとくである。

総督、政務総監の下に総督官房と7局（内務、財務、殖産、農林、学務、法務、警務）が置かれている。各局に複数の課およびその他官署があり、この課およびその他官署の単位で作成（生産）された文書で完結したものが総督府文書庫に移管・保存されることになっていた。それゆえ、中央官署については課単位に文書の現存状況を見るところにする。

まず総督府文書庫、中央行政諸機関、地方行政諸機関の3区分に従って検討したい。その場合、総督府文書庫から移管された文書の区分は上記の中央官署区分にほぼ等しいが（機構変遷を除けば）、中央行政諸機関から移管された文書の区分は韓国政府の官署区分になっており、地方行政諸機関から移管された文書の区分は道・市区分になっている。

図1 朝鮮総督府中央官署機構（1936年8月）



(出所) 金才淳「朝鮮総督府公文書管理制度と総務処政府記録保存所日帝文書」。

表4 官署別文書卷数（総督府文書庫から移管分）

官 署	巻 数	内 訳				
		外事	人事	6	地方行政	3,280
総督官房系	122 (1%)					
内務局系	4,658 (33%)	土木	116	人事	6	1,336
		建築	3,280	会計	42	
財務局系	203 (1%)	税務	77	司計	65	34
		理財	27			
殖産局系	1,220 (9%)	鉱務	1,154	商工	36	12
		燃料	9	産金	9	
農林局系	6,663 (47%)	水利組合	9	軽金属	36	
		林政	3,706	土地改良	1,571	
学務局系	237 (2%)	社会教育	1,345	米穀	41	
法務局系	624 (4%)	行刑	169	学務	63	編輯
警務局系	345 (2%)	衛生	360	5	法務	264
合 計	14,072 (100%)		170	警務	155	労務
					20	

(出所) 筆者作成。

(1) 総督府文書庫からの移管文書

文書作成(生産)の官署別の巻数とその比率は表4のごとくであるが、上記の1936年時点の総督府機構と異なった官署もある。課の配列順位は文書の多い順とした。

合計1万4072巻の分量を局別に比較すると、農林局がほぼ半数で首位となり、ついで内務局が全体の3分の1を占め、殖産局がこれに続く。その他は法務局がやや目立つぐらいである。これを課単位で見ると、農林局の水利組合と内務局の土木が3000台の巻数で断然多く、ついで農林局の土地改良、林政と内務局の地方行政が1300～1500台の巻数となる。これらの文書題目をみると、地方行政は当然として、水利組合、土木、林政、土地改良の内容は圧倒的に地方関係のものであり、全体として水利・土木事業関連の比重が高いと言ってよい。ここに韓国所在の総督府文書の一特徴がうかがえる。その他目立つ分量は殖産局の鉱務である。

(2) 中央行政諸機関からの移管文書

中央行政諸機関からの移管文書は、戦後の韓国政府官署別に区分されている。これをやや強

表5 官署別移管文書数（中央行政諸機関から移管分）

官 署	卷 数	内 訳		
総督官房系	36 (0%)	外務部	36	
内務局系	1,214 (13%)	内務部	991	建設部 223
財務局系	175 (2%)	財務部	7	専売庁 52
		国税庁	115	關稅庁 1
殖産局系	187 (2%)	動力資源部	108	工業振興庁 79
農林局系	36 (0%)	農林水産部	1	農林振興庁 33
		水産庁	2	
学務局系	1,809 (20%)	教育部	1,786	文化広報部 15
		文化財管理局	8	
法務局系	5,300 (58%)	法務部	5,300	
警務局系	36 (0%)	保険社会部	16	労働部 20
鉄道局系	235 (3%)	鉄道庁	235	
通信局系	164 (2%)	通信部	164	
合 計	9,192 (100%)			

(出所) 筆者作成。

引ではあるが、(1)の区分に従わせると、表5のようになる。左側が推測を交えた旧総督府官署別、右側が政府記録保存所に移管されるまで戦後になって保管していた韓国政府官署別である。残念ながら後者の課単位は不明である。(1)と異なって、旧総督府官署別には、1936年以後設置された鉄道局・通信局の2局を加えてある。

合計9192巻の分量を局別に比較すると、法務局が約6割と圧倒的に多く、ついで学務局、内務局が続く。他の局は極めて少ない。法務局文書としたのは実は全て韓国政府法務部からの、学務局文書はほぼ教育部からの、内務局文書は内務部と建設部からのそれぞれ移管文書である。法務部移管文書には朝鮮の民族運動家たちの裁判関係が多い。

ここで疑問になるのが、特定の韓国政府中央行政諸機関になぜ多くの文書が保存され、後に政府記録保存所に移管されたのかということである。それには二つの異なる理由が考えられる。第1は、植民地時代に法務局、学務局、内務局関係では文書完結後も業務上の必要性があって総督府文書庫に移管されなかったのではないかということである。とくに法務局・内務局文書は植民地統治の政治・治安上、原局に保存されている必要があったからか、あるいは文書完結に至らなかつたので総督府文書庫に移管されていなかつたためではないかと考えられる。第2は、いったん総督府文書庫に移管されたが、戦後になって韓国政府の法務部・教育部・内務部などが業務上の必要性のため自部に引き取ったためではないかと考えられる。しかしそのようなことが可能か否かは現在不明である。以上の理由のうち、第1は総督府の都合、第2は韓国政府の都合によるという相違がある。

前述のように、総督府文書庫と地方行政諸機関とから政府記録保存所への移管は1974年以前に行われており、中央行政諸機関からの移管は75年以後に行われているという相違がある。このことが上の第2の理由と関係するのか否か、関心がもたれるところである。

表6 官署別文書卷数（総督府文書庫及び中央行政諸機関から移管分）

総督官房系	158 (1%)	農林局系	6,699 (29%)	鉄道局系	235 (1%)
内務局系	5,872 (25%)	学務局系	2,046 (9%)	通信局系	164 (1%)
財務局系	378 (2%)	法務局系	5,924 (25%)		
殖産局系	1,407 (6%)	警務局系	381 (2%)	合 計	23,264 (100%)

(出所) 筆者作成。

表7 地方行政機関からの移管文書

直轄市		道			
ソウル市	86	京畿道	567	全羅南道	8
釜山市	26	忠清北道	10	慶尚北道	72
仁川市	153	忠清南道	78	慶尚南道	39
		全羅北道	50	济州道	24
小 計	265 (24%)		848 (76%)		
				合 計	1,113 (100%)

(出所) 筆者作成。

(3) 総督府文書庫移管分と中央行政諸機関移管分との合計

以上の(1)と(2)を合して総督府官署別に区分すると、表6のごとくになる。農林局が一番多いが、法務局と内務局がこれにつき、この3局で合計の8割を占めている。その他比較的多いのが学務局と殖産局である。以上より、韓国所在の総督府文書の官署別区分では、農林、法務、内務関係が中心であり、学務、殖産関係がこれに次ぐと要約できる。その中心的内容は、地方、土木、治安関係であると言えよう。

(4) 地方行政諸機関からの移管文書

最後に地方行政諸機関からの移管分は、合計で1,113巻と少ない。その内訳は表7のごとくである。3直轄市と8道から文書移管がなされているが、京畿道が全体の約半数を占め、他は僅少である。全体として分量が少ないことが特徴である。

2. 政府記録保存所の代表的な保存記録物

政府記録保存所は、韓国光復50周年（日本敗戦＝朝鮮独立解放50周年）に際して展覧会を開催し、同時に同所の案内パンフレットを作成したが、その中で代表的な同所保存記録物を挙げている。これは、保存文書の中で同所が最重要と評価しているものなので、参考のため表8に掲げておいた。ただし総督府文書以外に、李朝末期の文書や1945年以後の文書・書類が含まれている。

表8のうち韓国統監府時代（1905～10年）も含む総督府文書は、③～⑦の5つである。文書により巻であったり、それより広い区分であったりする。

③は1巻のみで、統監府時代の港湾をめぐる外交関係と推定される文書である。この文書の他に1910年の併合前後の外交関係文書はいくつかあるが、日本支配関係のものとしてはこれが一番古い。ちなみに併合前後の外交関係文書としては、各国居留地、外国人所有地、外国領事館財産、国境、韓国移民、などの関係文書がある。併合前後にはこれらについての外交案件が

表8 政府記録保存所の代表的な保存記録物

記録物	生産年代	生産機関
①朝鮮王朝実録（太白山本）	太祖～哲宗	実録庁
②景武庁日記	1895	甲午改革政府の景武庁
③黃草坪關係書	1906～09	統監府外事課
④貨幣整理關係書類	1909～10	総督府司計局
⑤地籍原図	1912～18	総督府臨時土地調査局
⑥司法省情報綴	1915～24	総督府法務局
⑦漢江鉄橋図面及び付属道路橋梁工事	1917	総督府土木課
⑧韓米相互防衛条約批准交換書	1954	外務部
⑨不正蓄財処理公布の件	1961	大統領秘書室
⑩高速道路建設工事推進現況	1968	大統領秘書室
⑪1982年ソウル国際貿易博覧会推進計画の報告	1981	商工部
⑫西海岸高速道路路線指定	1989	建設部

（出所）韓国総務処『政府記録保存所』（パンフレット）。

数多く発生し、そのとき作成された文書の一部が残されたことになる。

④も1巻のみで、朝鮮植民地経済支配に際しての動脈とも言うべき貨幣整理事業（1905年開始）の関係文書である。生産年代は「文書目録」では1910年、このパンフレットでは1909～10年となっているので、貨幣整理事業の後半期にあたる文書である。やはり併合前後の財務関係文書には、他に朝鮮銀行法制定関係の文書などもあるが、前述の外交関係に比して極めて少ない。

⑤は他の文書とは性格が異なる地籍原図であるが、やはり朝鮮植民地支配の根幹をなした土地調査事業に関わるものである。総括目録第1輯の目次で掲げたように地籍原図の他に土地調査標準基点原図、林野原図があり、それぞれ土地調査事業、林野調査事業に関係したものであるが、残されたものは原図だけであり、それら諸事業の政策決定過程を知りうる文書ではない。これは韓国所在の総督府文書のもつ資料的限界の一つを象徴している。

⑥については、中央行政諸機関からの移管文書の目録である総括目録第2輯が現在手許にないため不明である。

⑦の漢江鉄橋関係文書は内務局建設関係に属し、土木建設関係文書では最も早期のものである。⑦とは無関係だが、以後の時期には他の工事関係文書が多く残されており、とくに興味深いのは1931～32年の窮民救済道路橋梁改良工事国庫補助関係の文書である。昭和恐慌期における朝鮮社会政策の展開を知るに欠かせない資料であろう。

以上が総督府関係である。①～②はそれ以前の朝鮮文書で、1883年以後の文書からなっており、これらは国家的な重要文化財としての性格を持っている。また⑧～⑫は韓国政治史においてきわめて重要な案件である朝鮮戦争休戦直後の韓米相互防衛条約、朴政権成立直後の不正蓄財摘発、また国家事業として展開された高速道路建設、国際貿易博覧会開催に関するものである。韓国政府文書の取り扱いについては後述する。

政府記録保存所によって代表的記録物としてとくに挙げられたものを検討すると、重要な案件に関するものはあるが、残されている文書はその一部にとどまっており、案件・政策全体の推移を知りうるようなものではないという限界が強く感じられる。

表9 外務関係文書生産年度一覧

年	巻数	年	巻数	年	巻数	年	巻数	年	巻数
1878	1	1910	10	1920	2	1930～31	1	1940	3
1906	1	1910～11	1	1922	1	1930～32	1	1940～41	1
1908	1	1911	4	1923	3	1931	7	1941	4
1909～10	2	1912	8	1924	1	1932	12	1942	7
		1913	6	1925	2	1933	1		
		1913～16	1	1926		1934	1		
		1914	3	1926～29	1	1935	3		
		1918	2	1927～29	1	1936	5		
				1928	2	1937	4		
				1929	2	1938	4		
						1938～39	1		
						1938～41	2		
						1939	5		
小計	5(4%)	小計	35(30%)	小計	16(14%)	小計	47(40%)	小計	15(13%)
								合計	118 (100%)

(出所) 筆者作成。

3. 総括目録から見た総督府文書の概要

以上述べた政府記録保存所自らが挙げた代表的文書に限定せず、より全般的に総督府文書の内容を見ておきたい。範囲は総括目録第1輯に限定されるが、官署別により詳細に検討したい。

(1) 外務 (118巻)

興味深い主題名をあげると、各国居留地関係（1878～1923年）、朝鮮移民関係（1910年）、国境関係（1910～26年）、在満朝鮮人関係（1923年）、国際連盟支那調査関係（1932年）などがある。生産年度を詳細に見てみると、表9のごとくである。

全118巻のうち、1910年併合以前が4%，10年代が30%，20年代が14%，30年代が40%，40年代が13%となり、10年代と30年代が多く、必ずしも日本の敗戦直前期に集中しているわけではないことがわかる（年次は複数年次にわたる場合は期初とした）。

(2) 内務 (1,981巻)

この内務の部に、かなりの地方行政諸機関移管分が収められている。それと総督府文書庫移管分とを合わせた全体の中で興味深い主題名をあげると、暴徒関係（1908～11年）、火薬類関係（1913～42年）、犯罪人名簿（1920～45年）、道警察部長会議関係（1930～37年）、警察官配置関係（1930～42年）、思想犯罪関係（1935年）、墳墓関係（1914年）、道・府・邑面・学校費予算決算関係（1927～44年）、窮民救済関係（1931～33年）、人口都市集中防止関係（1935～36年）、道会議・郡会議状況報告（1942年）などである。

総督府の警務関係の生産年代のみを例にとると、表10のごとくである。全215巻のうち、併合前が26%と多いのは義兵闘争鎮圧関係のためであり、1910年代前半の併合直後期も同様な事情で多い。20年代はわずか1巻のみであり、30、40年代もやや多くなるが、特別目だった題目はない。

表10 警務関係文書生産年度一覧

年	卷数	年	卷数	年	卷数	年	卷数	年	卷数
1907	1	1910	31	1929～31	1	1930	3	1940	3
1908	11	1911	18			1930～36	1	1940～41	3
1908～09	1	1913～42	3			1931	4	1940～42	1
1909	42	1915～42	1			1931～36	1	1941	25
		1918	2			1932	2	1941～42	1
		1919	1			1933	3	1942	11
						1935	9		
						1936	15		
						1937	5		
						1937～38	1		
						1937～42	1		
						1938	4		
						1939	9		
						1939～41	1		
小計	55(26%)	小計	56(26%)	小計	1(0%)	小計	59(27%)	小計	44(20%)

合計215(100%)

(出所) 筆者作成。

(3) 財務 (241巻)

表11 理財関係文書生産年度一覧

年	卷数	年	卷数	年	卷数
1910	1	1929	1	1931	8
1911	1			1932	1
1915	2			1938	1
1917	1			1939	7
1918	4				
小計	9	小計	1	小計	17

合計27

(出所) 筆者作成。

興味深い題目は、貨幣整理関係（1910年）、朝鮮銀行法制定関係（1911年）、（朝鮮）殖産銀行設立関係（1918年）、李王家予算関係（1930～39年）、資金調整法関係（1939年）、国有官有財産関係（1935～44年）などである。外務と同様に卷数は多くないが、興味深いものが含まれており、貨幣整理・朝鮮銀行・殖産銀行・資金調整法などの関係は、総督府の「理財」という「機能」に属するものである。この理財の27巻の生産年代は、表11のごとくである。

(4) 法務 (655巻)

法務の場合は、総括目録第1輯に不記載の中央行政諸機関移管分が圧倒的に多いので、以下の説明には大きな制約がある。それを踏まえて興味深い題目をあげると、機密書類（1922～32年）、仮出獄関係（1927～45年）、恩赦関係（1928年）、極秘書類（1929～31年）、死刑執行関係（1938～39年）、経済統制取締関係（1938～39年）、国家総動員関係（1939年）、経済事件月表（1943年）などである。中央行政諸機関移管分には民族運動家たちの裁判関係が多いので、これらは1945年以後に総督府文書庫から法務部へ持ち出されたということも考えられる。

この法務の部の中の「機能」が「法務」とされた文書は655巻のうちの264巻であり、それらの生産年代の概要は、1910年代がわずか2%，20年代が13%と少ないが、30年代が56%，40年代が29%と後期に多くなっている。

(5) 文教 (346卷)

文教の部は、総督府の「社会教育」(168卷)・「学務」(64卷)・「編輯」(5卷)，文教部の「学務」(114卷)の四つからなる。総督府の「学務」は各種学校関係であるが，文教部の「学務」のほとんどが個別学校の卒業台帳である。この点から推測すると，生産機関名が文教部とされた文書の多くが地方関係といえる。「社会教育」は，宗教，郷校，青年訓練所，宮家等の関係であり，「編輯」は教科書関係である。

(6) 農林 (6723卷)

全卷数のうち，生産機関は総督府が99%を占め，その他の農振庁，農林部，海務庁の3機関は極少である。総督府では前述のように，「水利組合」(4004卷)，「林政」(1345卷)，「土地改良」(1011卷)の三つが圧倒的に多い。「水利組合」では，密陽水利組合関係(1909年)から安康水利組合関係(1944年)まで長期にわたって文書が存在しており，その大部分は地方の個別水利組合に関わるものである。これらは朝鮮における水稻生産力，地主小作関係などと密接な関係にある水利事業を具体的に検討するには不可欠の資料と思われるが，最近の代表的な朝鮮水利組合研究である宮嶋博史・松本武祝・李栄薰・張矢遠『近代朝鮮水利組合の研究』⁽⁴⁾では農地改良組合に所蔵されている旧水利組合時代の資料を多用しており，総督府文書を利用していない。後者には資料的限界があるのか，あるいは使用上の不便があつて使用されていないのか不明である。「土地改良」も1913～44年の長期にわたっており，必ずしも20年以降の産米増殖計画関係に限定されない。20年以降は土地改良事業関係と題目されたものが目立つ。「林政」は国有林野貸付関係などが多い。

(7) 商工 (1217卷)

商工の部は圧倒的に「鉱務」(1151卷)が多く，全体の95%を占めている。「鉱務」ではとくに鉱業出願許可関係であり，その他鉱業増区や減区関係，坑内実測図などがあり，鉱種としては朝鮮に豊富な金山関係が多いと思われる。

(8) 建設 (2795卷)

建設の部は内務局に属しており，「土木」(2197卷)が圧倒的に多く，前述の漢江橋梁関係(1916～17年)をはじめ各地域の具体的な工事名が題目になっており，とくに興味深いのは前述のように昭和恐慌期の窮民救済道路橋梁改良工事関係である。

(9) 保健社会 (222卷)

保健社会の部では「衛生」(169卷)が多く，医師免許や限地医業免許関係がほとんどである。この保健社会の部に総督府の「労務」と労働庁の「徴用」が含まれているが，これらは興味深い。「労務」は戦時労務統制関係からなり，青少年雇入制限，従業者及び雇入制限，従業者移動防止，南洋農業移民，労務資源調査などの関係文書や転失業対策時報(以上は1939～41年)などであり，「徴用」は全羅・慶尚・忠清各南北道，江原・京畿・濟州道，京城の「倭政時被徴用者名簿」(1923～45年)である。後者は，韓国政府が「被強制連行者」に対して行った全国悉皆調査で，対日賠償請求のための基礎調査と推測されるものである⁽⁵⁾。したがって，日本統治時代に作成された文書ではないので正確には総督府文書とは呼べない。しかし，「索引目録」には総督府文書と一緒に掲げられ，上掲のような生産年度とされている。

(10) 交通 (238巻)

鉄道の部では、総督府は少なく鉄道庁がほとんどであるが、両者ともにほとんどが土地売買関係であり、鉄道建設・拡張に関わるものと思われる。

(11) 通信 (160巻)

通信の部はすべて通信部で、「機能」は学務 (143巻) が圧倒的であり、そのほとんどが学籍簿からなる。

IV 総督府文書の資料的価値および利用方法

すでに各所で資料的価値についても言及してきたが、改めて要約しておく。まず第1に、残存文書の分量から推して、敗戦直前時に比して相当数の文書が紛失した、また総督府が焼却する必要があった秘密資料は相当部分消失した、と推定される。後者の理由によってか、全体として総督府の基本政策に関わるもの、とくにその政策決定過程を知りうるものは少ないようと思われる。敗戦時の総督府による焼却・処分がその最大の原因ではないかと推測される。1945年8月以降の朝鮮半島における混乱や、朝鮮戦争などの要因も考えられるが、後者については組織的に破損、持ち出し、処分などあまり考えられないと言われている。

第2に、そのためもあって、従来韓国では民族運動研究のため判決文など極めて一部の資料が利用されていただけであった。短時間に効率的に重要資料を探そうとして目的を達せられないためであったり、利用に際しての種々の不便などによって従来利用が少なかったと思われる。とくに利用上の不便として、1982年以降のマイクロフィルムの再撮影によって従来の文書番号・フィルム番号が変更されたため、既刊の索引目録に記載された文書番号・フィルム番号は使えないという不便さがある。これは82年以降刊行の索引目録でも同様である。そのため、政府記録保存所に置かれているマイクロフィルム索引台帳で検索する必要があり、利用者にとっては大変不便である。

筆者は1988年夏以降、3回にわたって（2回目は88年12月、3回目は89年7月）、安秉直・石井寛治・海野福寿・金敬泰・権丙卓氏らと政府記録保存所釜山支所で総督府文書原本を閲覧したことがある⁽⁶⁾。その後閲覧は不可能となったが、こうした原本の閲覧は外国人の場合ほぼ不可能であり、韓国人の場合でも例が少なく、一般的にはマイクロフィルムでの閲覧・複写のみが許可されている状況である。後者についても外国人の場合はさらに種々の煩わしさが加わる。

第3に、しかし利用上の不便の減少、植民地期の研究の深化と若い多くの研究者の輩出に伴い、現在では韓国の大学院生・講師など比較的若い歴史研究者による利用が増えており（もっとも韓国の若い研究者にとって戦前日本文書の扱いは容易でないとされている）、若干の日本人研究者（海野福寿、堀和生、庵澄由香、古川宣子氏など）、在日韓国・朝鮮人研究者（李熐娘、山下英愛氏など）も利用している。海野、庵澄、古川氏を例にとると、以下のような文書を利用して研究を行っている。

例1：労務文書（海野・権共著、海野論文）

・「労務資源調査関係書」1940

- ・「倭政時被徵用者名簿」1923～45

例2：地方行政文書（庵造論文）

日本国内では関係資料がみられない地方行政関係、とくに郡以下の邑・面レベルの資料などを利用している。これらは地方から中央に報告として送られてきた文書である。

- ・「国民総力朝鮮連盟主催事務打合」（「昭和十六年度道行政綴(4) 地方課」）
- ・「昭和十七年度府尹郡守會議報告書綴 忠北、成北、忠南」
- ・「国民総力運動其ノ他時局事務遂行ニ伴フ邑面書記増置国庫補助ニ関スル件」（「昭和十六年度国庫補助関係綴其ノ式 地方課」）

例3：教育文書（古川論文）

- ・「私立学校設置ニ関スル件」1912年2月13日（学務課「例規」）
- ・「私立学校ノ整理改善ニ関シ注意方ノ件」1915年（同上）

これらの例から言えることは、文書の題目では内容がはっきりしないものもあり、実際に丹念に文書綴を閲覧すると貴重な具体的資料が出てくることがあるということである。

V 政府記録保存所の機構および政府記録物管理方法

(1) 政府記録保存所には本所（ソウル）、釜山支所がある。本所には記録行政課（行政・企画・資料）と記録管理課（総括・収集・閲覧・保存研究）があり、釜山支所の業務は庶務・保存・記述である。本所では企画・収集・研究と閲覧が、釜山支所では保存が中心業務だが、両所を通じての全体的性格として、収集・保存に重点がかけられ、利用には大きな比重がかけられていない。そのため利用上の不便が大きい。所員は行政職（29名）、司書職（13名）、研究職（3名）、技術職（6名）、特別職（3名）、技能職（75名）、合計129名からなり、研究職として学芸研究士などが多いが、数が少なく手薄のようである。

(2) 文書閲覧はソウル本所でマイクロフィルムでのみ可能である。別に本所では政府行政資料室で政府刊行物・国内外専門図書・研究資料・公務国外旅行帰国報告書などの閲覧ができる。また本所・支所には記録展示室がある。主要展示物は、①大統領関連の記録物、②政府の各府処の記録物、③臨時政府及び抗日運動の記録物、④チョンベグリ（？）変遷図、である。

(3) 記録保存所の刊行物は、隔月刊では①『政府行政資料目録』、年報では②機関誌『記録保存』、③『所蔵資料目録集』、不定期刊ではIIで述べてきた④『総括目録集』、⑤『索引目録集』および⑥『大統領決裁文書目録集』があり、他に⑦『特殊記録物目録』（1986年）、⑧『記録保存用語辞典』（1988年）、⑨『写真フィルム原板目録』（1992年）、⑩『東学関連判決文集』（1994年）がある。

(4) 現行の記録物収集の対象は、①永久・準永久保存記録物、10年保存記録物、②大統領関連記録物、③歴史的に価値がある記録物、である。収集手続きは、①生産機関（中央行政機関及び所属機関、地方自治団体）が政府記録保存所に生産現況報告をし、②後者が前者に移管日程の通知を行い、③前者が後者に記録物を移管し、④政府記録保存所の本所が収集し、支所に移送して、支所が保存する。収集時期は、①一般記録物（永久・準永久保存記録物は生産6年後に移

管, 10年保存記録物は保存期間の経過後に協議して移管), ②大統領関連記録物(6カ月単位で成案目録を報告, 任期満了後に移管), ③歴史的に価値ある記録物(隨時に収集)となる。

VI 参考文献

- 金才淳(キム・ジェスン, 政府記録保存所学芸研究士)「朝鮮総督府公文書管理制度と総務処政府記録保存所日帝文書」(ハングル) (『歴史と現実』<韓国歴史研究会>第9号, 1993年6月)。
- 海野福寿・権丙卓『恨ハン 朝鮮人軍夫の沖縄戦』河出書房新社, 1987年。
- 海野福寿「朝鮮の労務動員」(『岩波講座・近代日本と植民地』第5巻, 1993年)。
- 同 「朝鮮総督府関係資料を発掘する」(『図書館雑誌』第90巻第8号, 1996年8月)。
- 高橋益代「『旧外地』行政文書についての調査報告」(『記録と資料』第7号, 1996年10月)。
- 庵造(アンザコ)由香(津田塾大学大学院生, 博士課程)「朝鮮における戦争動員政策の展開——『国民運動』の組織化を中心に」(『国際関係学研究』<津田塾大学>第21号別冊, 1995年3月)。
- 古川宣子(韓国東国大学)「朝鮮における普通学校の定着過程——1910年代を中心に」(『日本の教育史学』<教育史学会>第38号, 1995年10月)。
- 韓国政府総務処『政府記録保存所』(パンフレット, 以下すべてハングル) 1994年8月。
- 韓国政府総務処政府記録保存所『記録から見た50年』(パンフレット) 1995年8月10日。
- 同 『政府記録保存文書目録』第1輯, 1974年12月30日, 724ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第1巻, 1977年, 807ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第2巻, 1978年, 810ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第3巻, 1980年, 823ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第4巻, 1982年, 1188ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第5巻, 1982年, 985ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第6巻, 1983年, 1017ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第1輯第7巻, 1984年, 797ページ。
- 同 『政府記録保存文書索引目録』第2輯第1巻, 1985年, 727ページ。

[注]

- (1) 海野福寿「朝鮮総督府関係資料を発掘する」(『図書館雑誌』第90巻第8号, 1996年8月)/高橋益代「『旧外地』行政文書についての調査報告」(『記録と資料』第7号, 1996年10月)。
- (2) 金才淳「朝鮮総督府公文書管理制度と総務処政府記録保存所日帝文書」(ハングル) (『歴史と現実』<韓国歴史研究会>第9号, 1993年6月)。
- (3) 森田芳夫『朝鮮終戦の記録——米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』巖南堂書店, 1964年。
- (4) 宮嶋博史・松本武祝・李栄薰・張矢遠『近代朝鮮水利組合の研究』日本評論社, 1992年。
- (5) 海野「朝鮮総督府関係資料を発掘する」。
- (6) 同上論文参照。